

(2019年9月2日)

お 客 さ ま へ

静岡銀行

毎度各別のお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

定期預金＜愛＞（貯え型）は、この規定書の各条文によりお取扱いいたしますので、ぜひご一読いただきたくご案内申し上げます。

この規定書に定めがない条文につきましては、積立預金＜愛＞規定書の第9条から第24条によりますので、合わせてご一読をお願い申し上げます。

なお、この預金は預金保険の対象となります。

定期預金＜愛＞規定（貯え型）**1（預金の預入れ等）**

(1)この預金の預入れは、1口1,000円以上で1,000円単位とします。預入れのときは、必ずこの通帳を持参してください。

(2)この預金は、当店のほか、当行国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。

(3)この預金の預入れ口数は、当行が定めた口数を限度とします。

2（証券類の受入れ）

(1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、当該受入れをした本支店で返却します。

3（口座振替による預入れ）

(1)この預金は、毎月1回口座振替の方法により預入れができます。この場合は、あらかじめ当行所定の口座振替依頼書を提出してください。振替日、振替金額、引落方法等は口座振替依頼書に記載の約定によります。

(2)口座振替の指定預金口座、振替日、振替金額などを変更する場合、ならびに口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面によって当行本支店に届出てください。

4（満期日）

(1)この預金を開設するときに、満期日(マル優扱いの場合は、お積立分の満期日)とすべき毎年の一定の月および日(以下「特定日」といいます。)を指定してください。

(2)1または3による預金(以下この預金を「個別預金」といいます。)は、その預入日から最初に到来する特定日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(以下「スーパー定期」といいます。)としてお預かりします。ただし、次の個別預金については、最初に到来する特定日の1年後の特定日を満期日とするスーパー定期としてお預かりします。

①特定日の3か月前当日の翌日から、その特定日の前日までの間に預入れされる個別預金

②初回預入日から最初に到来する特定日までの期間が1年末満の場合におけるこの期間中に預入れされる個別預金

5（自動継続）

この預金の自動継続はあらかじめ指定をうけた課税区分により次のとおり取扱います。

(1)個人名義の口座

A 特定日に満期となったすべての個別預金は、これをとりまとめ、その元利金の合計額を預入額とし、3年後の応当日を満期日とする1口の期日指定定期預金として自動的に継続します。(以下、この継続した期日指定定期預金を「おまとめ定期預金」といいます。)ただし、あらかじめ定額受取のご指定があるものについては、とりまとめ時に元利金の合計額から定額受取額を差引いた残額を預入額とし、3年後の応当日を満期日とする1口の期日指定定期預金として自動的に継続します。この場合、定額受取額はあらかじめ指定された預金口座へ入金します。

B おまとめ定期預金は、満期日に、1口ごとに、その元利金の合計額をもって、3年後の応当日を満期日とする1口の期日指定定期預金として自動的に継続します。(以下、この継続した期日指定定期預金も前Aと同様に「おまとめ定期預金」といいます。)この継続されたおまとめ定期預金についても以後同様とします。

C 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当行本支店に申出てください。この申出があったときは、その預金は満期日以後に支払います。

D おまとめ定期預金の満期日は、預入日(継続をしたときはその継続日)から1年経過後1か月前までにその旨通知することにより変更することができます。この通知があったときは、その預金は、変更後の満期日以後支払います。なお、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合(解約されないまま3年後の応答日が到来した場合を含みます。)は、満期日の変更はなかったものとします。

(2)法人名義の口座

前(1)「個人名義の口座」のA.B.Cに準じて取扱います。なお、この場合「3年後の応当日」とあるのは「1年後の特定日」に、「期日指定定期預金」とあるのは「スーパー定期」と読み替えるものとします。

6 (利息)

(1) この預金の利息は、預入金額(継続をしたときは継続後のおまとめ定期預金金額)ごとに、その預入日(継続をしたときは継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日(継続をしたときは継続日)現在における店頭に表示する利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算します。

ただし、期日指定定期預金の場合には、その利息は預入日(継続をしたときは継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

①預入日(継続をしたときは継続日)から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合……店頭に表示する「2年未満」の利率

②預入日(継続をしたときは継続日)から満期日までの期間が2年以上の場合……店頭に表示する「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)

(2) 利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額については、その預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後の継続日)から適用します。

(3) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および積立定期<愛>規定第9条の定めにより解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率〔小数点第4位以下(平成7年10月15日以前に預入または継続された定期預金については小数点第3位以下)を切り捨てます。〕によって1年複利の方法により計算します。

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

②預入金額ごとの預金がスーパー定期の場合

預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率〔小数点第4位以下(平成7年10月15日以前に預入または継続された定期預金については小数点第3位以下)を切り捨てます。〕によって計算します。

- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C 1年以上 | 約定利率×70% |

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7(預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当行本支店窓口へ提出してください。この場合、個別預金、おまとめ定期預金とも1口ごとに独立して取扱います。

以上